

(別紙)

事 務 連 絡

令和 2 年 9 月 25 日

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」への登録等について

和歌山県福祉保健部健康局医務課

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」への登録及び変更（辞退含む）は、下記のとおりとします。

記

1. 登録

県は、令和 2 年 8 月 31 日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関』の登録に係る調査について」にて実施した調査結果を基に検討のうえ、適格性を有すると判断される医療機関に対して別途登録に係る通知書を作成し、当該通知書の交付を以て正式に登録完了とする。

なお、前述の調査で登録しない旨を回答した医療機関が、今後登録を希望する場合は、別添の「登録申請票」を県に提出し、県から通知書の発行を受けることとする。

2. 変更（辞退含む）

登録医療機関は、登録内容の変更または登録辞退を行う場合は、別添の「登録変更（辞退）票」を県に提出し、県から登録変更（辞退）通知書の発行を受けることとする。

※以下の補助金を申請している医療機関においては、登録辞退により補助要件を満たさなくなるため、当該補助金を全額返還する必要がある。

- ①和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金
- ②令和 2 年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金